

## (都市活力部)

### 【グリーンスポーツセンターに新たに整備される庭球場の使用料について】

#### (質問)

市議案第62号豊中市体育施設条例の一部を改正する条例の設定について伺います。グリーンスポーツセンターに新たに整備される庭球場の使用料の限度額を1面あたり2時間以内で1800円、屋根付庭球場は1面あたり2時間以内で2100円、夜間照明施設1時間以内500円と設定されましたが、その算出根拠を教えてください。また、市内の既存の4か所の庭球場の使用料も教えてください。

#### <答弁>

庭球場の使用料につきましては、「公の施設の使用料に関する指針」に基づき、原価を基に計算した試算使用料に加え、本市の他の庭球場や他市の庭球場等の使用料を総合的に勘案し設定いたしました。

また、市内の既存の4か所の庭球場の使用料は、1面あたり2時間で、豊島公園庭球場・千里東町公園庭球場・ふれあい緑地庭球場が1800円、野畑庭球場が1300円で、休日に使用するときは、これらの料金に2割を加算することとなっております。

#### (質問)

既存の庭球場の使用料についても、平成24年に策定された『公の施設の使用料に関する指針』に基づき、平成26年に改定が行われたと思っておりますが、改定された金額の算定方法を改めて教えてください。また、当時、使用料改定の激変緩和措置として、従来の使用料金の概ね1.5倍程度を改定の上限とされたことで、結果的に現行の1800円もしくは1300円となったと思っております。激変緩和措置を講じていなければ、実際には算定額はいくらとなっていたのでしょうか。

#### <答弁>

庭球場の金額の算定方法ですが、イニシャルコスト及びランニングコストから算定した原価をもとに、周辺自治体の類似施設の状況や激変緩和措置を勘案して決定しております。

次に、平成26年度の改定時に、激変緩和措置を講じていなければ、当時の計算結果によりますと、例えば、豊島公園庭球場ですと、約3200円となっております。

#### (質問)

平成26年の使用料改定の際に、新たに高齢者及び障害者に対する減免措置も講じられたと思っております。これは、当然、グリーンスポーツセンターの庭球場にも適用するものと思っておりますが、この措置を講じたことで既存の庭球場の利用者は高齢者層に偏っているといったことはないのでしょうか、現状を教えてください。

#### <答弁>

高齢者及び障害者にかかる使用料につきましては、豊中市体育施設条例施行規則第9条第2項の規定に基づき、条例に規定する使用料の2分の1に相当する額としており、これは、

高齢者や障害者だれもが気軽にスポーツに親しんで頂けるよう、設定したものでございます。

既存の庭球場を利用する高齢者の割合は、平成28年度の見込みで申し上げますと52.9%となっております。

#### (質問)

使用料を半額に設定された高齢者の利用が5割を超えていることで、当初見込んでいたほどの使用料収入が得られず、公の施設の使用料に関する指針で示された、あるべき公費と受益者負担の割合と、かい離が生じているのではないかと推察しますが、現状はどうか、教えて下さい。

#### <答弁>

現状と致しましては、受益者負担割合を算出しておりませんが、現在の使用料設定時におきまして、激変緩和措置による調整や障害者などの方への半額措置も行っております。

このことから、ご指摘にありますように一定のかい離が生じているものと考えております。

#### (質問)

公の施設の使用料に関する指針には、定期的な使用料の検証についての記載があり、「現行の使用料が適正か否かの検証を、原則4年ごとに行うこととします」とあります。また、使用料の激変緩和措置については、原則、現行使用料の概ね1.5倍程度を改定の上限とし、定期的な検証結果を踏まえ段階的に改定していきます」とあります。これらを踏まえると、平成26年に使用料改定があった庭球場の使用料は、今年度、現行の使用料が適正か否かの検証をする必要があるかと思えますし、検証結果を踏まえ、場合によっては改定が必要になってくるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

使用料の検証につきましては、今後、全庁的に実施される作業の中で、当該施設についても、あわせて検証し、改定の必要性の有無について検討してまいります。

#### (意見・要望)

庭球場に限らず、公の施設の使用料については、平成24年に策定した「公の施設の使用料に関する指針」に基づき設定された訳ですが、この指針で定められた明確な受益者負担の基準に合致しているか、指針で示されているあるべき公費と受益者負担の割合を満たしているか改めてチェックをして頂きたいと要望しておきます。さらに、指針で示されている定期的な使用料の検証をしっかりと頂くとともに、現行の激変緩和措置についても指針に準拠するのであれば、定期的な検証結果を踏まえ、段階的な改定が必要になってくるのではないかと意見しておきます。

## (総務部)

### 【職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について】

#### (質問)

市議案第59号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について伺います。職員の育児休業に関して、制度の確認をしたいと思いますが、母親と父親が同じ子を養育するために交互に育児休業を取得することは当然、可能ということでしょうか。

#### <答弁>

**職員が育児休業から復帰することに伴い、その配偶者である職員が同じ子を養育するために育児休業を取得することは、現行の制度でも可能です。**

**さらに申し上げますと、配偶者が育児休業をしている職員でも、育児休業を取得することも可能です。**

#### (意見・要望)

条例改正そのものに対して、何ら異を唱えるものではありません。しかし、1点だけ、意見と要望をしておきます。昨今の社会的課題である待機児童を考慮した措置であることは理解しますが、やはり同時にすべきことがあると私は思います。育児休業を何度も延長して取得しなければならない方というのは概ね女性を念頭におかれていると思いますし、現状もそうなんだと思います。ひとり親の方をはじめ、様々な事情、家庭状況などにより、一人で子どもを養育しなければならない方もおられると思います。しかし、そうではないケースも多くあり、そういったケースは、パートナー、つまりは男性の育児参加、育児休業の取得を促進していくべきではないかと思いますが、正直、大した成果や変化は見られません。実際、豊中市の男性職員の育児休暇取得率は平成27年度決算ベースで3%と極めて低く、そもそも目標値も、『豊中市特定事業主行動計画』によると平成31年度で5%以上とかなり低く設定されています。今回の条例改正で、子育て環境がより一層充実したとか、子育て支援につながったと言うよりも、こういった改正をしないといけないほど、まだまだ育児休業の取得が女性に偏っている現状を問題視、課題認識してもらいたいと思います。市では女性管理職の割合を増やしていくことも目標値を掲げて取り組んでおられますが、出産、育児における女性のキャリアブランクをいかに抑制できるかも大きな課題になっていると思います。そもそも、男性職員が育児休業を気軽に取得できる(当たり前のように取得する)職場環境は、核家族の進行や共働き世帯の増加が顕著で、女性の活躍促進が求められる中、あるべき職場環境だと思いますし、働く女性にとって、とても魅力的な職場だと思います。加えて、そういった職場環境や実際に多くの男性職員が育児休業を取得し、育児に積極的に関わる豊中市になれば、もっと、子育て・子育て支援に資する効果的かつ具体的な施策や事業が展開されるのではないかと思います。是非とも、職員課にはその視点を強くもって、男性職員の育児休業の取得率向上をはじめ、より積極的な育児参加を推奨するよう強く要望しておきます。